

尻手黒川線Ⅳ期を含めた道路整備の早期完成を



新駅により再整備予定

- 新百合ヶ丘駅周辺地区
- ヨネッティー王禅寺新駅
- すすき野新駅（横浜市）

主な路線の説明

- 地下鉄および予定ルート
- 尻手黒川線Ⅳ期計画

【川崎市第二次道路整備プログラムの図をもとに作成】

第二次道路整備プログラムは、平成28年度から令和7年度までの10年間の整備計画です。前期計画は令和3年度までの7年間であるため、後期計画に向けた見直しを行う時期になります。

そこで、後期計画に向け、第二次のプログラム策定当時より「大きく社会事象が変化した」ことを受けた、大幅な見直しを提案しました。

特に、横浜市営地下鉄3号線延伸により、新百合ヶ丘駅周辺地区やヨネッティー王禅寺周辺地区には新駅ができることにより、再整備が進められます。また、地下鉄の工事は、リニア中央新幹線の立坑工事により、片平地区や潮見台地区（ヨネッティー王禅寺周辺）の工事時期とも重複する期間があります。このような状況により、尻手黒川線の交通量が増加し、周辺地区への影響が大きくなります。

道路整備は、用地取得が必要なため、計画から遅れることが常態化していますが、本年4月に開通する首都高速道路横浜北西線の横浜青葉1Cへの延伸は、東京オリンピックに合わせ、計画を前倒して整備を行いました。

道路整備は、単なるインフラ整備ではなく、市民の安全を守るためのものでもあります。社会情勢の変化で、リスクの伴う路線もありますので、特に負荷のかかる尻手黒川線Ⅳ期計画については、一刻も早い整備が必要で、建設緑政局長に前倒しを提案したところ、「地下鉄3号線の延伸など周辺環境の変化等に対応し整備を進めることは大変重要であると考えていることから、今後も引き続き早期完成に向けた取組を推進してまいります」との答弁を受けました。これまで「令和7年度を目標」と言ってきた市が、「早期完成」に向けた気概を示した答弁になりました。

月本たくやプロフィール

昭和 53 年 大阪府豊中市生まれ。神奈川大学法学部法律学科卒業後、建築設備メーカーに就職。
 川崎市長政務秘書、衆議院議員公設秘書（麻生区・国会担当）等を経て、平成 23 年より川崎市議会議員（3 期）。
 交渉会派団長 2 回、議会運営委員会委員、川崎市農業委員、川崎市都市計画審議会委員等を歴任。
 現在 川崎市議会議員 3 期（無所属） 神奈川県サッカー協会代表理事 NPO 法人防犯ネットワーク理事・麻生区支部長
 川崎市麻生区男子ソフトボール連盟副会長 麻生区白鳥在住 家族：妻（会社員） 血液型：A 型

月本たくや事務所

麻生区白鳥 2-3-2 K コーポ白鳥 103
 TEL 044(986)6010 FAX 044(330)1563

月本たくや

検索



川崎市議会議員(麻生区選出、無所属)

月本たくや

レポート【第 48 号】

月本たくやレポート編集部 〒215-0024 川崎市麻生区白鳥 2-3-2 K コーポ白鳥 103
 TEL : 044-986-6010 FAX : 044-330-1563 Email : mail@tsukimoto.info



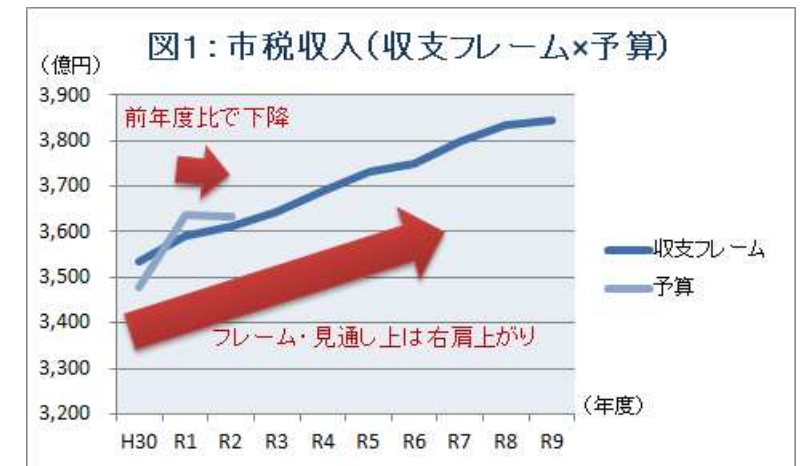
厳しい経済状況と未来への投資

ふるさと納税流出と安全安心のくらしづくりへ

✓ 令和 2 年度予算について

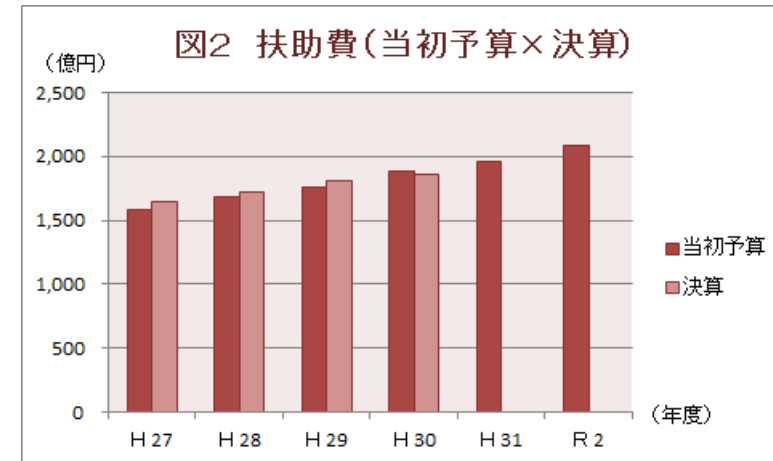
川崎市は、予算を作る際に、令和 4 年度までの収支の枠組みである「収支フレーム」を財政規律として、その先を予測する「収支見通し」を考えています。

図 1 が、市税収入について、収支フレーム・見通しと、予算を示したものです。右肩上がりでの予測が、令和 2 年度予算は、フレーム上の収入を超えているものの、前年度比で下がっています。



前年度比減の要因は、法人市民税の国との税率調整に加え、法人の利益減少から来ています。また、図 2 は、ここ 5 年の扶助費（主に社会保障関連経費）の予算決算を示したのですが、着実に増えています。年々増加する社会保障関連経費の状況に加え、昨年の台風第 15・19 号の被害、今年に入ってからの全世界的な新型コロナウイルス肺炎の猛威は、市民や市内経済への多大な影響を及ぼします。

川崎市の市民税の収入の第 1 位は個人住民税、第 2 位は固定資産税です。市民の収入減、市の土地の評価値の下落があれば、市の財政が厳しくなります。単年度で収支均衡をはかれない一時的な厳しさであれば、いいのですが、まだ人口が増えていても厳しい状況ゆえに、今のうちに未来への投資を考える必要があります。



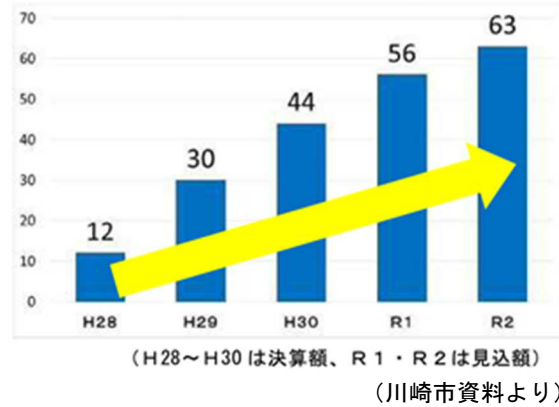
厳しい経済状況を寄り添いながら乗り越え、教育環境の整備、防災・減災を始めとした安全対策に投資することで、未来に安心をもたらせる社会づくりを目指すべきです。

現市長になって始められたバラマキに歯止めがかからない中ですが、さまざまな危機事象に対応し、経済対策・安全対策を推進することで、すべての人が夢をもてる社会づくりを目指していきます。

✓ ふるさと納税流出額 63 億円

図 3

ふるさと納税による市税の減収額 (単位: 億円)



ふるさと納税による市税の流出額は、今年度予算でおよそ 63 億円と予測されていますが、川崎市の今年度予算の収支不足がおよそ 120 億円と積算されているので、その半分以上になります。

図 3 のとおり、ふるさと納税による市税の減収額(流出額)は年々増加していて、市の財政に多大な影響を及ぼしています。

例えば、63 億円分のサービスは、保育所児童の 4,000 人分の運営費や全市のごみ収集と処理の費用の約半分を占めます。

昨年からの議会質疑に加え、今年 2 月 9 日にふるさと納税の勉強会を実施し、3 月 9 日の予算審査特別委

員会で質問したことに基づき、様々な観点から、ふるさと納税対策について、お話をさせていただきます。そこで、ふるさと納税について、3 つの視点で対策を進めるべきです。

1、ふるさと納税から考える租税教育の促進

ふるさと納税は、国で定めた制度であり、3 つの意義があります。しかしながら、現在の返礼品目的でのふるさと納税というのは、3 つの意義から外れる傾向にあります。だからといって、「お得な制度」を「流出しているからやめて」と言って流出抑制できるものではありません。

そこで、租税教育を始めとした様々な機会を通じ、ふるさと納税制度を正しく理解してもらうことが大切で、これまでも、私は議会で提案をしてきました。

租税教育の観点では、意義の一つ目に出て来る「納税先の選択」を通じ、自らの考えを市政に届けていくことが大切です。

意外と見逃されているのが、川崎市民が川崎市にふるさと納税できることです。もちろん、自分が住む自治体への寄附への返礼品はありません。しかし、ふるさと納税で、自らが希望する分野への納税を可能にします。例えば、「スポーツのまちづくりの推進」、「中学生向け科学技術副読本の充実」などの事業別の納税先を選択できます。ただし、選択肢にない分野もあることから、内容の改善・充実を求め、今後検討されていくことになります。

ふるさと納税は基礎自治体の運営に大きく関わるため、注目されていることを租税教育で活用し、税に対する関心を深める機会につなげるべきで、私の提案により、租税教育分野で活用が始まりました。

2、流入対策としての川崎市のアピール

意義の 2 つ目にある「お世話になった地域」の力になる制度という視点があり、地方出身者が地方で育ててもらった分、その地方にお返しするという性格があるがゆえに、人口流入する川崎市は、現時点において、流出の方が多いためは当然の制度です。

しかしながら、返礼品は結果として流入の誘導につながるものであって、流入を目的に返礼品争いに参加している自治体の実情は、意義の 3 つ目の「自治体の取組をアピールする機会」からは逸脱しています。

川崎市のふるさと納税の返礼品は、市内産品や市内人材・事業所による体験型プログラムで、自治体

ふるさと納税の 3 つの意義

- ①納税者が寄附先を選択する制度
- ②お世話になった地域・応援したい地域の力になれる制度
- ③自治体の取組をアピールする機会にする制度

の魅力を伝える返礼品になっていると言えます。いわば、ふるさと納税という公的制度を活用し、市内の魅力を発信する機会にしようとしています。返礼品公募の説明会が川崎市役所だけで実施されているので、北部・中部拠点、例えば麻生区役所等で実施すべきと提案し、検討されることになりました。

実は、返礼品を出す事業者が増えることで、流入対策だけでなく、ふるさと納税制度の周知拡大をはかることができ、流出抑制にもつながります。

3、デメリットによる危機意識の醸成

「2,000 円(手数料)で和牛がもらえる？」

そんな甘い話には何かありますよね。普通に生活していれば、甘い話には落とし穴があると思いますが、ふるさと納税は公的制度という安心感からなのか、デメリットから目を背けられています。



この左 2 つの図は、仮に流出している 63 億円分のサービスをカットしたらこうなるというもので、右の図は、ふるさと納税の流出により、毎年どれだけ将来負担につなげてしまっているかを示しています。つまり、多額の流出は、甘い話のツケを子どもたちに背負わせることにつながります。

現実をしっかりと理解してもらおうのは、柔らかい表現だけでなく、時に厳しいメッセージも必要です。メリット・デメリット双方を知ることが、ふるさと納税制度への正しい理解につながります。

✓ 防災対策の更なる推進を求める決議

昨年 12 月、私たち川崎市議会総務委員会は、京都市市民防災センターを視察しました。この防災センターは、体験を通じた市民の防災学習をサポートする施設です。映像体験、強風体験、地震体験、避難体験、消火体験、都市型水害体験などがあります。ただただ災害の恐ろしさを示すだけでなく、いざ災害が起きた場合に何をやるか?を体験できるメニューにもなっています。例えば、地震体験では、地震発生時に身を守ったあと、避難路の確保や電気・ガスの元栓を閉じることで、火災防止につなげられるような体験プログラムになっていました。つまり、防災だけでなく、自らの手で減災対策を体験することができる施設になっています。

視察中および視察終了後の移動中等で、委員間で防災施設の意義について話し合いました。川崎市には防災センターがなく、厚木にある県の総合防災センターを利用するに留まっています。川崎市には危機管理室、区の危機管理担当、消防局、各消防署などによる様々な防災・減災学習講座があるものの、担当窓口が一元化されていない課題があります。

市内に防災拠点をすることで、防災教育の拠点にもなり、京都市のように体験を通じた市民の防災・減災学習につながります。また、このような拠点をつくることで、子どもたちの学習の場にもなり、将来の防災リーダーの育成にもつながります。実際に京都市市民防災センターは、小学校で見学したあと、家族でセンターを利用している実績がたくさんあり、学校教育を通じた市民への啓発の場にもなっています。

そこで、3 月 16 日の総務委員会で「防災対策の更なる推進を求める決議」が全会一致をもって提案され、3 月 19 日の本会議で議決されました。

この決議に基づき、防災施設の環境整備や防災教育の充実等がさらに進めて行けるよう、取り組んで参ります。